

タスク・シフティング 推進に関するヒアリング

～公益社団法人 日本診療放射線技師会～

2019/07 作成



公益社団法人 日本診療放射線技師会

- 昭和22年 日本放射線技師会設立
- 昭和53年 ISRRT（世界放射線技師会）へ正式加盟
- 平成24年 公益社団法人認可

公益社団法人 日本診療放射線技師会 名称変更

- 会員数 30,166名（2019年6月30日現在）



1. 診療放射線技師が担う業務のうち、推進すべき業務について

	業務内容	現行 実施職種	ボリューム	推進すべき業務と思われる理由
1	医政発0430第1号 画像診断における読影の補助を行うこと	診療放射線技師	画像診断における読影の補助を行うこと 約100%	通知で明記されている「画像診断における読影の補助」については、医師への異常所見の伝達や見落とし防止等の医療安全を推進する上で診療放射線技師の役割は大きく、資質向上を図りながら積極的に業務を推進すべきである。
2	医政発0430第1号 検査に関する説明・相談	医師 看護師 診療放射線技師	検査に関する説明・相談 約100%	通知で明記されている「検査に関する説明・相談」については、検査の内容を熟知した診療放射線技師を活用し、「説明と相談」に必要な資質向上を図りながら業務を推進すべきである。
3	医政発0312第7号 医療放射線の安全管理責任者	医師 歯科医師 診療放射線技師	医療放射線の安全管理を行うこと の100%	医療法施行規則の一部を改正する省令に示されている「医療放射線の安全管理責任者」であるが、医療安全を推進する上で、医療放射線管理の専門家である診療放射線技師の積極的な活用が望まれる。

1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、診療放射線技師に移管可能な業務について（範囲拡大・解釈で可能）

	業務内容	現行実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
4	診療放射線技師法施行規則 第15条の2 RI検査医薬品注入後の抜針及び止血について	医師 看護師	現行法100%	<p>現行法(*)では明確に示されていない手技であるRI検査医薬品注入後の抜針及び止血についてであるが、現在、CT・MRI検査等における造影剤注入後の抜針及び止血のトレーニングを必須としている観点より、診療放射線技師に業務移管が可能と思われる。</p> <p>*現行法 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p>
5	診療放射線技師法施行規則 第15条の2 CTコロノグラフィの検査手技	医師 看護師	現行法100%	<p>現行法では認められていない手技(又は)現行法で明確に示されていない手技CTコロノグラフィであるが、下部消化管検査の一連として空気の吸引をする行為を追加することで、診療放射線技師に業務移管が可能と思われる。</p> <p>現行法 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p> <p>三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為</p>
6	診療放射線技師法 第26条の2 X線検診車で胃がん検診ならびに乳がん検診の撮影についての包括指示での撮影	医師	現行法100%	<p>現行法（第26条の2）で認められている「X線検診車で胸部X線撮影」であるが、X線検診車で胃がん検診ならびに乳がん検診の撮影についても包括指示での撮影が、同法第26条の2、三の範囲拡大として診療放射線技師に検診業務移管が可能と思われる。</p>

3. 新たに業務移管を受けた際の質の確保について

	業務内容	質確保対策案
4	RI検査医薬品注入後の抜針及び止血について	業務開始に際し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技師法第24条第2項の(2)の改正により、2019年以前技師学校卒業生は日本診療放射線技師会主催、厚生労働省後援「業務拡大に伴う統一講習会」を受講する ・ 当該医師から実施可能の承認を受ける ・ 行為を行う医療機関が、実施可能の承認を受けた状況下で、行為を行うことを許可する
5	CTコロノグラフィの検査手技	業務開始に際し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技師法第24条第2項の(2)の改正により、2019年以前技師学校卒業生は日本診療放射線技師会主催、厚生労働省後援「業務拡大に伴う統一講習会」を受講する ・ 当該医師から実施可能の承認を受ける ・ 行為を行う医療機関が、実施可能の承認を受けた状況下で、行為を行うことを許可する
6	胃がん検診ならびに乳がん検診について包括指示での撮影	業務開始に際し、第36回社会保障審議会医療部会(平成25年11月22日)資料4,2.②では医行為に関連する手技等の評価を行う必要が記載されているので、評価を行って頂き、更に下記4要件を整備する事による <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断として、 1 事前に責任医師の明確な指示を得ること ・ 2 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備 ・ 3 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備 ・ 4 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制 以上4点を整備する <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該医師から実施可能の承認を受ける ・ 行為を行う医療機関が、実施可能の承認を受けた状況下で、行為を行うことを許可する

4. タスク・シフト推進に関する課題について

	業務内容	課題
1	上部消化管造影におけるカテーテルを用いた鼻腔からのバリウム投与	上部消化管造影におけるカテーテルを用いた鼻腔からのバリウム投与業務を推進したいと考えるが、現在の養成課程では教育を受けていないため、今後養成課程のカリキュラムに組み込むことを検討する。有資格者が、当該業務を行うに際して、新たに手技等訓練を行う必要があると考えるが、そのカリキュラムを合議する必要がある。
2	放射線部門検査関連の静脈確保注射	放射線部門検査関連の静脈確保注射業務を推進したいと考えるが、現在の養成課程では教育を受けていないため、今後養成課程のカリキュラムに組み込むことを検討する。有資格者が、当該業務を行うに際して、新たに手技等訓練を行う必要があると考えるが、そのカリキュラムを合議する必要がある。
3	造影剤注入装置からの動脈への造影剤注入行為	造影剤注入装置からの動脈への造影剤注入行為業務を推進したいと考えるが、現在の養成課程では教育を受けていないため、今後養成課程のカリキュラムに組み込むことを検討する。有資格者が、当該業務を行うに際して、新たに手技等訓練を行う必要があると考えるが、そのカリキュラムを合議する必要がある。
4	診療放射線技師法 第26条の2 病院又は診療所以外の場所における検査業務	地域包括ケアに伴う在宅医療、介護施設での包括的指示による検査業務は、今後超高齢化社会を迎えるにあたり検討が必要である。
5	包括指示(疑義照会含む)における業務	包括指示(疑義照会含む)における業務では、撮影部位確認・追加撮影オーダー・緊急性の高い死につながる疾患(Killer disease)や検査目的以外で偶発的に認められた異常所見(incidental findings)等に医療安全を鑑みた対応が迫られているが、当該業務を行うに際し検討が必要である。
6	血管撮影・IVR診療の補助行為	医療被ばく低減に向けた防護措置・放射線安全管理も含めたカテーテル操作等に必要の補助行為やデバイス等の物品管理についても検討が必要である。現在の養成課程では、血管撮影・IVR診療の補助行為に関する教育を受けていないため、今後養成課程のカリキュラムを合議する必要がある。

5. タスクシフト先進事例・国外との業務比較について

Radiology Practitioner Assistants アメリカ

ポジションステートメント

- 1) 医用画像処理における学生の監督
- 2) 静脈内注射の投与
- 3) 静脈内注射の実行における監督
- 4) 意識的鎮静剤の静脈内注射

Radiography Practitioner イギリス

- 1) 読影の補助
- 2) 管理とリーダーシップ
- 3) 教育
- 4) 研究とサービス開発